教 育 文 化 委 員 会 記 録(No.17)

- 1 日 時 令和6年2月1日(木) 午前10時30分 開会 午後 0時28分 閉会
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員(10人)

委	員	長	永	井		佑	副 委	員	長	森		結算	€子
委		員	宮	﨑	吉	輝	委		員	中	村	義	雄
委		員	中	島	隆	治	委		員	木	下	幸	子
委		員	大久	、保	無	我	委		員	藤	沢	加	代
委		員	有	田	絵	里	委		員	大	石	仁	人

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

市民文化スポーツ局長 井 上 保 之 文 化 部 長 新山克己 文化財担当課長 井 上 智 史 教 育 長 田島裕美 教育次長 澤村宏志 髙 橋 英 樹 教職員部長 教職員課長 創 労務争訟担当課長 淳 藤 井 井 上 学校教育部長 淳 子 髙 松 次世代教育推進部長 丹 羽 雅 也 教育情報化推進課長 赤瀬正信 外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 梅林莉果 委員会担当係長 有永 孝

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会議結果					
	陳情第175号 市政変革推進の原点に立ち、埋						
1	蔵文化財センター移転事業(八幡市民会館の用	味体の供けっいてて悩むしよべも					
	途変更)の見直しを求める陳情について	陳情2件について不採択とすべき ものと決定した。					
2	陳情第176号 北九州市立埋蔵文化財センター	ものと伏足した。					
	の設備と人員の充実を求める陳情について						
3	陳情第178号 初代門司港駅跡関連遺構の保存	直接関連するため、一括して議題					
	について	とし、市民文化スポーツ局から説					
	田司进地最为八升佐凯勒萨市类の入外の准	明を受けた。					
4	門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進	また、陳情について継続審査とす					
	め方について	ることを決定した。					
_	所の古い数本四陸の散進について	教育委員会から別添資料のとおり					
5	質の高い教育環境の整備について	説明を受けた。					
		各委員から行政視察先の提案を受					
6	行政視察について	け、視察先の優先順位を決定する					
		こととした。					

8 会議の経過

(陳情第175号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。) (陳情第176号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。) (陳情第178号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

〇委員長(永井佑君) それでは、開会します。

本日は、陳情の審査を行い、市民文化スポーツ局から1件報告を受けた後、所管事務調査を 行います。

初めに、陳情の審査を行います。

まず、陳情第175号、市政変革推進の原点に立ち、埋蔵文化財センター移転事業、八幡市民会館の用途変更の見直しを求める陳情について及び陳情第176号、北九州市立埋蔵文化財センターの設備と人員の充実を求める陳情については、いずれも埋蔵文化財センター移転に関するものであるため、2件を一括して議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。文化財担当課長。

○文化財担当課長 それでは、陳情第175号、市政変革推進の原点に立ち、埋蔵文化財センター移転事業、八幡市民会館の用途変更の見直しを求める陳情について説明いたします。

埋蔵文化財センターは、北九州市における埋蔵文化財行政の中心施設として、埋蔵文化財の 発掘調査、出土品の整理と収蔵、埋蔵文化財の研究、埋蔵文化財の普及啓発などを行う施設で ございます。昭和57年に建設され、築40年以上が経過しており、近い将来、老朽化対策として 大規模改修工事が必要となること、また、当該地はマンションなどが隣接するなど高度利用が 図られるべき地区であることなどから、旧八幡市民会館の建物を埋蔵文化財センターとして利 用するという方針を決定し、関係する予算を議会で承認いただき、現在移転事業を進めている ところでございます。そのため、現在の場所で埋蔵文化財センターを維持、存続するつもりは ございません。

なお、予算事務事業の棚卸しについては、現在市政変革推進室で行っておりますので、今の ところこちらから申し上げることはございません。

展示については、発掘調査の結果が取りまとまったものについて、年3回速報展を実施しております。また、旧戦時資料コーナー移転後の空きスペースの活用につきましては、北九州市内の発掘調査の歴史について学べる展示を行う方向で現在作業を行っているところであります。 今年度中に活用できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、設備の不具合などについては適宜対応を行っているところでございますが、北九州市 市有建築物長寿命化計画では、供用終了前10年間は機器や部材の更新は行わず、修繕のみで対 応することとしているため、2年後に移転を控えている現段階では、設備の更新を行うことは 考えておりません。

いずれにしましても、今月から移転改修工事の現地での作業に着手することになります。令和7年度しゅん工に向け、今後も着実に事業を進めてまいりたいと思います。

引き続き、陳情第176号、北九州市立埋蔵文化財センターの設備と人員の充実を求める陳情について説明いたします。

まず、立地の条件から整理いたしますと、福岡市の埋蔵文化財センターは比較的郊外に立地しており、現地での増築という方法を選択することが可能でございました。これに対して、北九州市の埋蔵文化財センターは増築の余地がない場所に立地されており、旧小学校などの施設を利用して収蔵スペースの拡大を図ってきたものでございます。収蔵スペースの不足については全国的に課題となっており、他の政令市におきましても廃校などの使われなくなった公共施設を活用しているのが現状でございます。こういった施設を収蔵庫として活用することは一般的でございまして、貴重な遺物を事実上放置することになっているという認識はございません。

次に、埋蔵文化財センターへの収蔵庫の集約につきましては、先ほど説明したとおり、増築 の余地はないため実現については不可能でございます。

また、旧八幡市民会館に移転させてもコンテナ9万箱以上の遺物を収納することができない という御指摘でございますが、現在の埋蔵文化財センターを活用しても増築の余地はないため、 現行の収蔵状況と同様になります。

人員の配置につきましては、学芸員だけに限らず、職員に過度な負担がかかることのないように配慮しつつ、市全体の業務量を見極めながら、きめ細かく対応していると考えております。

なお、人材育成に関しては埋蔵文化財行政だけでなく、文化財行政として考える必要がございます。例えば、博物館では学芸員資格取得を目指す学生の実習等の受入れを行っているところでございます。説明は以上でございます。

○委員長(永井佑君) ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明瞭に答弁願います。質問、意見はありませんか。藤沢委員。

○委員(藤沢加代君) 私は旧八幡市民会館にも城野遺跡の保存にもずっと関わってきて、本会議でも常任委員会でも繰り返し意見も質問もしてきましたので、この教育文化委員会が新しいメンバーになって、門司港で新しい遺構も出てきましたので、先にほかの委員の方々が意見や質問をしていただければよかったなと思いましたけれども、手が挙がらないので私から質問をさせていただきたいと思います。

それで、もう何回も言ってきたので、文化企画課にとっては繰り返しになるかもしれませんが、この教育文化委員会には新しいメンバーもいらっしゃいますので、重複することはお許しいただきたいと思います。

最初に意見になりますけれども、私はこの間ずっと北九州市の文化財行政や埋蔵文化財行政に関わってきて、当局の批判もしてきましたけれども、これは当局だけの問題ではなくて、議会、そして、私たち市民の文化度が問われる課題だと思っています。ですから、今回新たに門司港に遺構が出てきたことをきっかけとして、北九州市の文化財行政や埋蔵文化財行政がさらによくなっていくようにという立場でおります。それは私自身もそうですし、今日は3つの団体が口頭陳情をされましたけれども、新しく出た門司港遺構を残そうという団体についてはまだまく知りませんけれども、旧八幡市民会館と城野遺跡の団体の方とはお付き合いもございますので、よく分かるんですけれども、当局を批判し、北九州市を批判してきましたけれども、それは文化財行政をよくしていくために応援するという立場でやってこられたと思います。ですから、その思いをぜひとも新しい武内市長には酌んでいただきたいなと思います。

長年やっていますから、担当課長も、担当局長も何人も替わりましたね。ですから、なかなかこの間の経緯を本当に自分の問題としてということにはなりにくいかもしれないんですけれども、改めて門司港の遺構が出てきたことで、さらに北九州市の文化財行政の在り方が問われると思います。応援していますので、頑張っていただきたいと思います。ちょっと長くなりましたけど、まず、私の思いを述べさせていただきました。

それでは、今3つの陳情がありましたので、少しずつですけれども質問させていただきます。 旧八幡市民会館の埋蔵文化財センター移転について見直せという最初の陳情ですけれども、これについてはもう繰り返しになります。なぜあの旧八幡市民会館について文化財としての調査をしないのか。これはもう何回も聞いてきましたから、従来のお答えしかないかもしれませんけれども、これについてお答えいただきたい。 今、もう実施設計も終わりまして、実際に工事に取りかかる段階になっていますけれども、 収蔵庫にするということで、屋根とか、村野藤吾らしいいろんなレイアウトや特徴などを残そ うという努力をされたかもしれませんけれども、私たち素人にはなかなか分かりません。それ で、実際に建築家で関心を持っておられる方もいらっしゃいますので、どういうふうに中身を 変えられようとしているのかを、そういう人たちに向けて説明するべきじゃないかと思います が、その点についてお尋ねします。

次に、埋蔵文化財センターを移転しないで、今のところをちゃんと手入れしていくべきだということなんですけれども、これまで放置されてきたということがあろうかと思います。それで、そもそも開館したときには北九州市と福岡市はあまり変わらなかったのに、なぜこんなに差がついてしまったのかということについての理由を端的にお答えいただきたいと思います。

それから、収蔵庫のことですね。先ほど課長のお答えの中で、ほかの政令市もそうだと言われましたけれども、土地の面積とかもあって、収蔵庫の確保がなかなか困難だという点を言われたんですけれども、これについてはせっかく移転計画を立てましたよね。私もほかのタコ足になっているところを全部見せてもらいましたけれども、古城などは展示室もあったのに、そのまま放置されていますね。雨漏りしているところにも古文を置いている。だから、遺物の展示はしないまでも、9万箱のうち1万箱しか移せない、そしたらその残りのものをどう保存していくのかという見通しとかはどのように考えていますか。

それから、門司港の新しい遺構についてです。

- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員、門司港の件は後で質問してください。文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** まず、応援ありがとうございます。

そして、旧八幡市民会館の文化財としての価値の調査についてでございます。すみません。 何度も申し上げているんですけど、旧八幡市民会館につきましては用途変更することで建物の 保存、活用を図るということでございますので、文化財的価値の調査は行いません。

それから、旧八幡市民会館に移転してから、埋蔵文化財センターがどうなっていくのかというところについてですが、これも令和3年度に記録保存調査を行っておりますので、そこで撮りました3D映像とか、あとパース図みたいな形で、ビフォー・アフターのような感じでお示しできればなと今考えております。

それから最後に、古城収蔵庫について、9万箱のうち1万箱を持っていくというところでございます。もちろん、9万箱全てが利活用されているというものではございません。やはり必要なものを新しい埋蔵文化財センターに持っていって、活用していくというところでございます。保存環境に関しても、基本的に空調の管理とかの必要があるものについては、きちんとそういった部屋で管理をしていくということで考えております。

あと、福岡市と差がついた理由ですが、我々のほうも差がついたという認識はございません。 特に、あそこは全て直営でやっておりますし、それから、都市の開発をかなり多くやっている というところはあるかとは思います。そういったところで、設備面の充実とかというところも あろうと思いますし、先ほど説明したとおり拡張する余裕があったというところで1か所に集 約できているということはあると思います。以上でございます。

〇委員長(永井佑君)藤沢委員。

○委員(藤沢加代君) 口頭陳情で、福岡市と比較して埋蔵文化財センターが放置されてきたのではないかという話もございました。また、今課長は全て直営でやっておられると言われましたが、あちらは教育委員会の管轄ですよね。北九州市の場合には既に文化財行政が市民文化スポーツ局に移っておりますし、それから、随分昔になりますけれども、私はそもそも埋蔵文化財センターが教育文化事業団、今は名前が芸術文化振興財団に変わっていますが、外郭団体に委託されていたということがやはり非常に大きいと思います。それで、当時は教育委員会が大本だったと思いますけれども、文化財の保存などの意思決定に関わる部分と、センターの調査研究というところが分断されたことが大きな問題の1つとしてあるのではないかと思っています。そういう意味では、民間の力を借りるみたいなことで、今行政全体が民営化の方向に進んでいるというところに問題があるのではないかと思いますけれども、その辺についての見解はいかがでしょうか、お尋ねします。

〇委員長(永井佑君) 文化財担当課長。

○文化財担当課長 そうですね。もともと埋蔵文化財の発掘調査を始めたぐらいのときから、たしか北九州市の場合は芸術文化振興財団と分けてやっていたと伺っております。逆にその当時はそれが最先端というか、新しいやり方の一つであったとは感じております。今は、だんだん開発が少なくなっているという状況もございまして、そういった中でも、今手を取り合ってといいますか、一緒になってやっているところもありますので、当然それで頑張っていきたいとは考えております。以上です。

〇委員長(永井佑君)藤沢委員。

○委員(藤沢加代君) 埋蔵文化財センターの人員配置について、学芸員の数なども随分差がついてしまっているということだったんですけれども、本庁と合わせても、学芸員の配置の数は違うのではないかなと思うんですが、合わせてでも分けてでも構いませんけれども、ちょっと数字を教えていただきたい。それから、人数が足りていないのではないかと思うんですね。それで、それこそ収蔵庫の管理もなかなかできていないのだと思いますので、本庁を含めて今学芸員が足りているのかどうか、また足りていないとすればどれぐらい足りていないのかということをちゃんと考えていますか。それこそ私たちも増やしてほしいということを要望したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇委員長(永井佑君) 文化財担当課長。

○文化財担当課長 人員については、もう何年も今の体制で行っております。足りているか足りていないかという議論というよりは、今後埋蔵文化財センターが移転することになり、当然

規模も大きくなりますので、それに必要な人員について、今後当局のほうに要求しながら進めていきたいと考えております。以上です。

- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- ○委員(藤沢加代君)やはりマンパワーですよね。それで、旧八幡市民会館の保存のときにも何度かお尋ねしたかと思いますけれども、こちらには建築の専門家や建築関係の学芸員の方がいませんね。いのちのたび博物館にはいらっしゃるということだったんですけれども、今回門司港で遺構が出てきたわけですけれども、全体的に考えて、当面の課題として今上がってきているもの、それからこれからも北九州市はもっともっといろんなものが出てくると思うんですよね。今回の門司港のことを考えますと、私は先ほどの口頭陳情や、課長の答弁を聞きながら、あの遺構そのもの、そして、門司港駅、鉄道とかというところに割と絞られている感じがするんですけれども、門司港ってもっと大きな……。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員、門司港の話はまた後で述べてください。藤沢委員。
- **〇委員(藤沢加代君)**後でね。はい、そしたら埋蔵文化財センターにも建築の専門家が必要ではないでしょうか。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 建築の専門家ということでお話をいただきました。当然、採用されたときはその専門分野は違ってくるんですけど、やはり文化庁の研修とかに参加して、そこら辺の知識を得ている者が今本庁にもおります。また、博物館のほうも確実な建築の専門家というわけでもございません。幅広い分野の方がおりますので、そういったところと協力しながら、また、県とか文化庁とかとも協力しながらやっていきたいと思っております。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- **○委員(藤沢加代君)**埋蔵文化財センターについては以上で終わります。
- **〇委員長(永井佑君)** ほかにどうですか。森委員。
- **〇委員(森結実子君)**陳情者から埋蔵文化財センターの比較表というのが出されているんですが、これについて、福岡市と北九州市で一番初めに建てたときの総工費と、あとそのお金が市の単費であったのかとか、県から何%出ているとか、国から何%出ているとかがもし今分かれば教えてください。
- 〇委員長(永井佑君)文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 福岡市については、建設時の総工費等々はちょっと把握をしておりません ので、また後ほど御報告させていただきたいと思います。
- **〇委員長(永井佑君)**森委員。
- ○委員(森結実子君) 北九州市の分も分からないですか。
- **〇委員長(永井佑君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 今の埋蔵文化財センターの建設時の金額についても調べさせていただき

たいと思います。申し訳ありません。

- **〇委員長(永井佑君)**森委員。
- ○委員(森結実子君)ありがとうございます。福岡市と差がついてしまったという陳情なんですが、いろいろな要素はあるとは思うんですが、福岡市のことはあまり詳しくはないんですけれども、私としては、北九州市は遺跡も多いのではないかと思っています。うちの地元の小学校のところにも古墳があったりして、すごいなと思ったりするんですけど、それで、私も全てのものを残すことは不可能だと思っておりまして、これから遺構を残す上で何を取捨選択していくかというのが大切なことだと思っております。それについては、例えば専門家の方に意見を伺えば、もちろん全部残すのがいいというお話になると思いますが、開発と遺構をどのようにして残すかということについては、これから考えていっていただきたいところだと思っております。

そして、今ある9万箱の遺物についても、国の指針にのっとって残していると思うんですが、 大切なものとか、例えば深い地層の下のほうから出たものとか、全てが復元できそうなものと かは、もちろんきちんと別の場所に保管していると思います。大切なものはきちんとした環境 で保存していただくことが重要ではないかと思いますので、意見として述べさせていただきま す。

○委員長(永井佑君) ほかにありませんか。

なければ、ここで副委員長と交代します。

(委員長と副委員長が交代)

- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- ○委員(永井佑君) 用途変更ということなんですが、市民がこれまで訪れて感じた記憶とかが 残る村野藤吾設計の旧八幡市民会館について、北九州市は一体用途変更で何を残そうとしてい るのか、その点について伺います。
- **〇副委員長(森結実子君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 旧八幡市民会館は、ホールにつきましては収蔵庫になりますので、例えばあそこの椅子の部分とかは全てなくなってしまいます。ただ、2階部分とかは残るような形にはなります。基本的に村野建築として特徴的なところについては、耐震とかの影響がない範囲で残せるものは残していくというような形になります。以上です。
- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- **○委員(永井佑君)**村野建築はやはりホールが魅力的ですし、ホールの重要性については専門家からも度々お言葉をいただいている状況なんですが、ホールとしての機能がなくなる用途変更で、それは保存と言えるのか、この議論は今までもしたことはあるかもしれないんですけど、再度お答えいただきたいと思います。
- **〇副委員長(森結実子君)** 文化財担当課長。

- **○文化財担当課長** 旧八幡市民会館につきましては、市民会館としての機能は停止するということで決まっております。ホールの特に天井については、つり天井で全然耐震に合っていないということで、あそこは基本的に落とすんですが、端の部分のこういった曲線などのところは残るような形にはなります。あとは先ほど御説明したとおり、令和3年度に記録保存調査をしておりますので、それをきちんと残していくということを考えております。以上です。
- **〇副委員長(森結実子君)** ここで委員長と交代します。

(副委員長と委員長が交代)

〇委員長(永井佑君) ほかにありませんか。

なければ、陳情2件については慎重審議のため、本日はいずれも継続審査としたいと思いま す。これに御異議ありませんか。中村委員。

- **○委員(中村義雄君)** この件は、設計も終わって、今度工事をするんですよね。それを議会として認めているわけですよね。だから、私は継続審査にするのは何か違和感があります。議会で一度そうすると決めているわけですから、それを何で継続審査にするのかなと思うんですよね。決めていることをやるべきで、それをひっくり返すようなことがあるなら別ですけど、僕は、当然ここは採決するべきじゃないかと思いますけど。
- **〇委員長(永井佑君)** ただいま採決の動議が出されました。継続審査の発議と採決の動議とでは継続審査の発議のほうが先決でありますので、継続審査とすることについて、まず、お諮りします。

陳情第175号、176号について継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

賛成少数であります。継続審査の発議は否決されました。これについて御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、これより採決を行います。

お諮りします。陳情第175号、176号について採択すべきものと決定することに賛成の方の挙 手を求めます。

(賛成者举手)

賛成少数であります。よって、不採択とすべきものと決定しました。これについて御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第178号、初代門司港駅跡関連遺構の保存についてを議題とします。

なお、本件に係る当局の説明に当たっては、本日の付議事件である門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方についてと直接関連しておりますので、併せて報告を受けることとします。

それでは、当局の説明及び報告を求めます。文化財担当課長。

○文化財担当課長 門司港地域複合公共施設の建設予定地において出土した旧門司港駅舎跡の鉄道遺構の取扱方針及びそれに伴う門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について、建築都市局より建設建築委員会にて報告がありましたので、本委員会でも報告させていただきます。

まず、1ページ目の2、鉄道遺構の取扱方針及び門司港地域複合公共施設整備事業の進め方についての説明に入る前に、整備事業の経緯や出土した遺構について説明申し上げます。

まず、門司港地域複合公共施設整備事業について説明いたします。

門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、平成28年に策定した北九州市公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトとして門司港地域に点在している、建設から50年から60年が経過し老朽化が進む区役所や市民会館などの複数の公共施設を門司港駅周辺に集約して建て替えることで、住民のアクセスや利便性の向上を図るとともに、建設コスト、維持管理コストの軽減を図ろうとするものでございます。

当該事業は、構想段階から用地の選定や建設計画などについて自治会や施設利用団体等からの意見聴取をはじめ、市民との対話を重ね、コンセンサスを得ながら丁寧に進めてまいりました。また、門司港地区のまちづくりやにぎわいづくりという観点を含め、総合的に勘案し、現在の場所で、この複合公共施設の整備を行うことに決定したものでございます。

このほかにも、市民からは、集約対象であるそれぞれの施設は設備が老朽化し、使い勝手も悪く、バリアフリー対応も十分ではない、早く耐震化し、安全な建物にしてほしい、門司港レトロ地区の歴史的建築物との調和の取れた景観形成に努めてほしいなど、一日も早く新しい建物を完成させてほしいという御意見も多くいただいている、地域の期待が大きい事業でございます。

また、このプロジェクトは市政変革の中で取り組むこととしており、公共施設マネジメントの目的に沿った事業として着実に進めていかなければならない位置づけのものであります。

次に、今回出土した遺構について説明いたします。

2ページ目の別紙を御覧ください。今回出土した遺構につきましては、文化財保護審議会委員など多くの専門家の方々から、門司港地区の発展を示すものであり、現地で保存、公開すべきという御意見や、建物と遺構との共存を図る努力が必要といった御意見をいただいております。

一方、鉄道遺構の第一人者と言われる専門家、小野田滋氏からは、可能な限り現地に遺構を 残す努力は必要であるが、複合公共施設建設との両立を図るためには、現実的には全てを残す ことは困難。その場合は、部分的に現地に残すことも一つの手であり、施設建設の工法上の制 約などで部分的に残すことも困難であれば、一部移築保存とすることも考えられる。この場合、 門司港周辺の関連施設と絡めた展示などによって、市民に遺構によって知ることのできる地域 の歴史などを伝えていくことも有効な手法であるといった御意見をいただきました。

次に、1ページに戻りまして、2、鉄道遺構の取扱方針及び門司港地域複合公共施設整備事業の進め方について説明いたします。

市といたしましては、先ほど説明した、当該事業はこれまで市民との対話によって進めてきたプロジェクトであり、多くの市民が待ち望んでいる施設であること、また、この施設が今後の門司港エリアのまちづくりやにぎわいづくりに欠かせないものであること、公共施設マネジメントの目的に沿った事業として着実に進めていく必要があること、地域の歴史を示す鉄道遺構をできるだけ現地に保存し、公開することが望ましいとする専門家の御意見、こうした地域、行政、文化といった3つの視点がある中で、どう対応するかを検討してきました。

その結果、今回発掘された鉄道遺構の調査を丁寧に行い、記録を確かに保存し、今後公開していくことに加え、出土した遺構のうち、専門家から最も評価された当時の土木技術がうかがえる部分を切り出して、門司港地域に移築保存をするという結論に至ったものでございます。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、お手元の資料を御確認いただけたらと思います。

引き続きまして、陳情第178号、初代門司港駅跡関連遺構の保存について説明いたします。

今回の発掘調査は、複合公共施設の整備という開発行為に伴って実施したものでございます。 今回の整備事業の範囲外である門司港駅の周辺地域につきましては、別途近代遺構群の把握の ための確認調査を継続的に行うことは考えておりません。

説明は以上でございます。

- **〇委員長(永井佑君)** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。有田委員。
- ○委員(有田絵里君) 御説明ありがとうございます。事前にいろいろ御説明もしていただいて、 今回の鉄道遺構の取扱方針だとか、もともと門司港地域複合公共施設の整備事業を進めていた 中で出てきたものに対してどうしていくかという、すごく大事なお話だと思います。今のとこ ろは複合公共施設の整備も進めていくし、遺構も残すという方向性で進んでいるということだ と思うんですけれども、まずこの遺構の一部を切り出すためにお幾らぐらいかかるんでしょう か。
- **〇委員長(永井佑君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 今年度の2月議会に提出予定ではございますけど、2,000万円ほどかかる ということになっております。以上です。
- 〇委員長 (永井佑君) 有田委員。
- ○委員(有田絵里君) 2,000万円といったらかなりいい金額だと思うんですけれども、それだけ大事に扱わないといけないということですよね。今検討中だと思うんですけど、お伺いできる範囲で、それを切り出した後、利活用としてこういうふうにするとか、何か方向性があれば

教えてください。

- **〇委員長(永井佑君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 予算は建築都市局から上程させていただくような形になります。移築保存場所については、今門司港駅周辺で選定中ということで伺っております。我々は文化財調査をしておりますので、そういった中でそれが観光資源となるように、例えば説明板であるとか、3 Dの計測等もしておりますので、そういったことを活用して歴史を伝えていきたいとは感じております。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**有田委員。
- ○委員(有田絵里君) もちろん学芸員の皆様とかがおっしゃるような全部保存が一番理想なのかもしれないですけれども、複合公共施設を求めている門司区民の皆様、現地の皆様のお声もやはり強いということで、どちらを取捨選択していくかというところで選んだ結果だとは思うんですね。

例えばですが、すごく大事なこの2つの部分を切り出さずにガラス張りとかにして、八幡東 区にある博物館の一番奥のような感じで、下を見ると歴史が見えるじゃないですけど、そうい った残し方はありなんですか。お金がどれぐらいかかるかがちょっと分からないんですけれど も、建築上難しいのかもしれないし、耐震とかも難しいのかもしれないですけど、例えばきれ いに残すということを考えたときに、一部分の残し方としてそういうのはありなのかをお伺い いたします。

- **〇委員長(永井佑君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** どういった方法で残すかということ、どういうことができるのかということは、我々も当然建築都市局とお話をしてきましたけど、現場を見られたと思うんですけど、工法上、あそこを3メートル切り下げて、そこに基礎を打つという形になるんですね。だから、あそこの中を全部3メートルくり抜くというイメージを持っていただいたらいいと思います。一旦あそこを3メートルくり抜いて、そこに基礎を打ってしまうので、そこにあるままガラス張りにするというところは、今のところ工法的には厳しい状況だと聞いております。
- **〇委員長(永井佑君)**有田委員。
- **〇委員(有田絵里君)**分かりました。ありがとうございます。少しでもお金をかけずにできるいい保存方法が何かないかなと思ってちょっと考えていたんですけど、難しいということですね。

先ほど森副委員長もおっしゃられていましたけれども、北九州市はいろんな歴史があって、 それこそ陳情者の方がおっしゃられていたように、今後こういった遺構とか文化財というのが どんな開発現場でもいろいろと出てくるんだと思うんですよね。そして、その都度いろいろと 取捨選択をしていかないといけないという中で、私はこの話を聞いていて、改めて今から国の 基準を考えていかないといけないのではないかなと思います。やはり保存先とか保存の仕方と いうところで毎度議論になっている。ここの基準というのが何か曖昧な感じもするんですね。 国が全額してくれるんだったらあれなんですけども、やはり市がずっとこの負担をし続けてい かないといけないので、文化を残すことも大事なのであれば、国としてどうしていくのかとい うのをきちんと決めてほしいなというのがあったので、今市がすごく苦労されている部分につ いて、国に対して何か意見を言えたりしないんですか。

- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 我々も文化財に関することについて、いろいろ含めてですけど、県を通じて国に伝えてはもらっていますので、そういった機会も活用しながら、先ほど森副委員長が言われていた掘り出した埋蔵文化財の取扱いとかも含めて、県を通じて国に要望していきたいとは思います。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**有田委員。
- **○委員(有田絵里君)** ありがとうございます。県にお伝えいただくこともそうですけども、やはりちょっと回りくどくなってしまうのかなと思いますので、政令指定都市として今後どうしていきたいのかという指針とかがきちんとできていって、それをお伝えすることも今後は大事なのかなと思いましたので、すごく大事な問題で、大事に扱っていかないといけない、市民としてもやはりすごく注目する内容じゃないかなと思いますので、ぜひそういったところは今後議論を深めていただければいいなと思いました。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 実は、文化財行政は権限が中途半端にしか移譲されていないので、政令指定都市でも県を通じてやり取りしないといけないんです。必ず県を通じて県のほうからというステップになっておりますので、すみません。
- **〇委員長(永井佑君)**有田委員。
- ○委員(有田絵里君)ありがとうございます。今の体制がそうだということなんですね。分かりました。やはりそういったところも変えていかないといけないのかなと思います。どの自治体もこの問題を抱えているんだろうなというのは改めて思いましたので、まずは県で集約するのが早いのかもしれないんですけれども、政令指定都市は20しかないので、何かそういった強みを今後生かせられるような働きかけの仕方とか、どの文化財も国を挙げてしっかりやっていかないといけないと思いますので、もちろん市を盛り上げるために必要なものというのもあると思うんですけれども、それ以上にしっかりと管理していただくことを、国ももう少し考えていいのではないかなと今回話を聞きながら改めて思いましたので、何かそういった機会がありましたら、ぜひ意見として伝えていただければありがたいなと思いました。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)** ほかに。大石委員。
- **〇委員(大石仁人君)** 文化の観点からだけで見ると、現地保存というのが理想的だということ だと思うんですけども、市全体にとっていい方向の判断をしないといけないという中で、もち

ろんお金とか土地とか建物が潤沢にあるのであれば、理想を追っていけると思うんですけども、 長い目で見て次の世代のことも考えると、公共施設マネジメントというのは必ず進めていかな いといけない市の施策であって、柱になっていくと思っています。

先ほどおっしゃっていましたが、地域の方々も期待して待ちわびているということで、ぜひとも進めていただきたいという中で、今回文化の観点から見ても、本来例えば写真とか映像とかだけで残すという方法もあるけれど、一部現物保存はやはり文化のこともしっかりと尊重した、三方よしの判断ではないかなと思っています。ですので、今の計画どおりしっかりと進めていただきたいと思います。意見です。以上です。

- **〇委員長(永井佑君)** ほかに。森委員。
- **○委員(森結実子君)**陳情をしてくださった方から頂いた資料の中に、旧新橋停車場の写真が載っているんですが、これを調べたら、今は東日本鉄道文化財団というところが持っているんですね。これは国鉄が持っていた遺跡ですが、縄文の時代とかそういうのではなくて、誰が持っていたか分かるような遺跡です。この例のように、例えばJR九州はこれを残してほしいとか、うちで何とかしたいとか、そういう御意見はないんですか。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 今のところ直接そういった話を聞いてはいません。
- 〇委員長(永井佑君) 森委員。
- **○委員(森結実子君)**もう既に市の土地ですので、市の所有物ではありますけれども、移築をするにしても2,000万円というお金がかかるわけですし、J R 九州は J R 東日本と比べて会社の運営がそんなに潤沢ではないのかもしれませんけれども、例えば J R 九州とちょっとお話をしていただいて、J R 九州として鉄道の遺構、鉄道の歴史をどう考えるのかという御意見を伺って、移築をするために少しお金を出していただくとか、現存する場所で保存ができないのであれば、例えば複合施設の中で V R 室みたいのをつくって、ここにはこんなものがありましたとか、そういうことをするにも今の計画よりもお金はかかりますので、もしよろしければ J R 九州としてこの遺構をどのように思っていらっしゃるかという意向も伺って、これからの開発に向けてちょっと参考にしていただけたらなと思っております。

私には、これが旧新橋停車場と同じように国指定史跡になるかどうかは全然分かりませんけれども、もし重要なものであれば、そんなに簡単に動かすことができないとかになってしまうと困りますし、専門家の方の意見も聞きながら移築するなりVRで残すなり、そういう方向性ももう一回慎重に考えていただけたらと思っております。

もちろん複合公共施設というのは議会でも承認されていて、計画が進んでいますので、そこも粛々と進めていただいて、なおかつこの遺構について何が一番ベストなのかということも、いろんな方の意見を聞いて進めていただきたいと思います。意見です。以上です。

〇委員長(永井佑君)ほかに。大久保委員。

○委員(大久保無我君) ちょっと仕組みを教えていただきたいんですけど、、世界遺産となり得る価値があるのではないかとかという陳情者の御意見もありましたし、旧新橋停車場は国指定の史跡で復元されているというようなことも書かれている資料があるんですけども、こういう価値の判断ですよね。何に価値を置くかというところはそれぞれあるとは思うんですが、こういう公的な国指定の史跡とかの価値を指定するような仕組みというのは、先ほど県を通してという言い方をされていましたけども、市としてこれはぜひ価値がありますよというような申出というか、ぜひ国指定にしてくださいというようなやり方をするのか、こういう史跡が出ましたよといって、それが国に伝わったときに、これはもう重要だということで国から指定されてくるのか、その仕組みをちょっと教えていただければと思います。

- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 例えば国指定とか県指定とかありますけど、基本的にはそれは我々市のほうから上げていくという、申請するとか、そういったものではございません。例えば、国であれば国の専門の調査官とかがおりますので、県を通じて我々のところにこういったものがあるという情報をつかんで、それぐらいのレベル感ならといって見に来られたりとか、そういったような流れであります。おととしですか、若戸大橋とかにつきましても、国のほうから専門調査官が見に来られて重要文化財の指定を受けたというような流れでございます。
- **〇委員長(永井佑君)** 大久保委員。
- **〇委員(大久保無我君)**ありがとうございます。ということは、この門司港の話は当然国も資料なり情報なりを知っている中で、国指定まではないよというような判断をしているという見方でいいんでしょうか。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 11月末に終了して、12月に県のほうから文化庁に対しては情報を上げております。今のところ特に何もアクションというか、そういったものは起こっていないという形ですね。なるかどうかとか、そういうアクションもない、何もないというところです。
- **〇委員長(永井佑君)** 大久保委員。
- **〇委員(大久保無我君)**分かりました。一応情報が伝わっていて、まだアクションがないということは、具体的に調べていないのか、検討していないのかということも分からないということですよね。そこの確認はぜひしていただいたほうがいいのではないかなと思います。

あとは、先ほども言いましたように、結局何に価値があるかというところは、人によっての価値観とか、行政によっての立ち位置や価値観とかになってくると思いますけども、どこが国指定なりを判断するかというところが分からなかったので聞かせてもらったんですが、まずは今言ったように、国がこの遺構についてどういう見解を持っているのかということをぜひ確認していただくように要望いたします。以上です。

〇委員長(永井佑君) ほかに。藤沢委員。

○委員(藤沢加代君) 今、お二方からの質問の今回の文化財としての価値はというところで、課長は県と言われましたけど、私は城野遺跡のときに県議と一緒に県に行きました。そしたら、やはり市がどうするかという主体性を強調されました。仕組みはそうなっているかもしれないけど、市がどうするかということが問題なんです。私も本当はこんなことをこんな場で言いたくなかったですけど、城野遺跡の保存問題については日本考古学協会、それから、旧八幡市民会館については日本建築学会とかドコモモジャパンとか、専門家の方々が本当に何度も市に要請されていますよね。その中で専門家の意見を取り入れるということで、今回の門司港については土木学会と文化財保護審議会が出てきましたね。出てきましたけれども、市がどう主体性を持って取り組むかということが非常に重要だと思うんです。

私は1週間前の建設建築委員会も傍聴しましたけど、市民文化スポーツ局には、あちらの建築都市局とは違う、文化を大事にしよう、文化財保護をしようという立場の答弁というか、考え方でやっていただきたかったけど、こんなふうに全く同じだったことは、正直言って本当にがっかりです。だから、県を待つとかしていないで、積極的にアプローチしたらどうですかと言いたいのです。そこをまず答弁してもらいましょうか。

- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 先ほども言いましたとおり、基本的にはやはり県を通じて国へという話に はなりますので、情報を提供しておりますので、そこは県から情報が来るのを待っておくしか ないというような状況でございます。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- **○委員(藤沢加代君)**私は共産党の市議団として2回ほど文化庁にも行きましたよ。城野遺跡とか旧八幡市民会館のことでも行きましたけど、文化庁の方は、文化庁には予算も何の権限もありません、皆さん頑張ってくださいと、そんなことを言われたんですよ。だから、やはり北九州市がどれだけ頑張るかということが大きく問われていると思います。それは、私たち市民が問われているということだと思うんですね。

それで、城野遺跡のときには、日本考古学協会の方々がじかに見にも来られたし、意見交換もさせてもらいました。さっきの埋蔵文化財センターの福岡市との差についてもだったんですけれども、文化財保護について、北九州市はこんなに遺物がたくさんありながら遺跡公園を持たなかったとか、それから、本当に国指定のものがないとか、そういうことがあったりして、そしたら、よその市町村の学芸員の方から、北九州市は文化財保護のノウハウがないんじゃないですかとまで言われたんですよ。私はこの間ずっとそのことを胸に秘めてきました。やはりそんな失礼なことを言うべきではないと思って秘めてきましたけど、私ももう後がないのでこの際言わせていただこうかなと思って。そんなこともありますから、やはり市民文化スポーツ局としては文化財保護の立場をもっと貫いていただきたいと思います。

それでちょっと伺いたいのは、今回は県との連携の上で文化庁に行くということで、直接北

九州市から文化庁等に相談するというようなことにはなっていないということですね。

- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 県を通じて文化庁に情報をお出ししているところでございます。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- ○委員(藤沢加代君) もう一つ、去年ですか、下関市と北九州市で関門の日本遺産のイベントがありましたね。私はあれに高橋議員と一緒に参加しました。北九州市からも何名かの議員が行っていたかと思いますが、今回の遺構というのは、それにとても関連の深いものだと思うんですね。下関市と北九州市の近代化遺産といいますか、そういうものについて北九州市はこんなふうに価値のあるものが出てきましたけど、移築保存しますと勝手に決めていいのかなと思って、下関の意見も聞くべきではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** その点につきましても、あくまでもこれは北九州市のものであって、また、 北九州市で今回総合的な判断をしてそういった決断となったので、特に下関市との協議等の必要はございません。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- **○委員(藤沢加代君)**今回の移築保存ですが、移築して保存するというのは苦肉の策みたいに 言われていますけど、どなたが方針を決めて、これでやるぞという方針をどこで出したんです か。お尋ねします。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- ○文化財担当課長 今回の移築保存という決定に関しましては、やはり今門司港のプロジェクトの話で多くの市民が待ち望んである施設であること、それから、この施設が今後の門司港エリアのまちづくりやにぎわいづくりにも欠かせないものとなるということ、また、公共施設マネジメントの目的に沿った事業として着実に進めていくこと、そして、地域の歴史を示す鉄道遺構をできるだけ現地に保存し、公開することが望ましいといった専門家の御意見、その地域、行政、文化といった3つの視点にどう対応するのかということを検討した結果、市として総合的にそういう方法を判断したところでございます。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- **〇委員(藤沢加代君)**判断したのはどなたですか。市長ですか。それとも何かメンバーが集まるような幹部会みたいなのがあるんですか。どこで決まったのかということを聞きたいです。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 最終決定権者は定例会見でしたとおりで、市長が決定したというところで ございます。
- 〇委員長(永井佑君)藤沢委員。
- **○委員(藤沢加代君)**分かりました。それで、今回の遺構の保存については、マスコミもすご

く関心を高く持たれていますね。昨日と今日の新聞記事の切り抜きを持っているんですけれども、昨日は毎日新聞の記事に、門司港遺構を移築保存するという根拠になった土木学会の専門家という方が、移築は提唱していないと。専門家全員が現地保存で一致しているというのが載っていて、そして、文化財保護審議会の委員も正当なプロセスで再検討をということが載っているんですよ。新聞もいいかげんなことを出すわけはないと思いますし、じゃあ、今回決まったことは正当なプロセスになっていないということで、記事の中での正当なプロセスは意見交換会の開催とか検討委員会みたいなのをつくれということかなと思うんですが、それともうつは30日の西日本新聞ですね。これは、土木学会の方が部分的な移築をというふうな意見を出されたのを根拠に市が決めていると書かれているんですが、1人の意見を基に方針を決めるなどあまりに拙速ということで、要望書を出されたと記事が載っています。

それから、今日の新聞です。まず、毎日新聞では移築は破壊行為だと。鉄道史学会と都市史 学会が市に再検討を求めるということで声明文を出しておられるわけです。まだ出たばかりだ から、十分に検討されていないと思いますけれども、こういう記事が出ているということにつ いてはどういう見解を持ちますか。

- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 当然、いろんなお考えをお持ちの方もおられます。やはり全面保存してほしいだとか、いやいや逆に要らないんじゃないかという意見もあったりもします。ですので、そういったものもありながら、先ほど説明したとおりプロジェクトの重要性、それから、公共施設マネジメントで進めていくこと、また、地域の歴史としてどうするのかということ、要は地域、行政、文化といった3つの視点でそこからどう対応するかを検討して、市として総合的に判断したというところでございます。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- ○委員(藤沢加代君)市長が替わったということで、市民の方には新しい市長に期待する面もたくさんあろうかと思うんですが、私も約1年前になりますが、去年の3月議会で市長が替わったばかりのときに質問したんですけど、これは旧八幡市民会館のことだったと思うんですが、私の主張はいつものとおり調査して保存せよというふうなことだったと思うんですけれども、これは市長が選挙に当選する前の話ですけれども、市長選挙のときに八幡市民会館の活用を考える連絡会の方々が公開質問状を出しているんです。4人の候補者がいて、そして、その回答を私も拝見しました。そしたら、武内市長の回答が最も中身のあるすばらしいものだったんです。それで、それを踏まえて私は質問したんですけれど、市長が明確に答えているんですけれども、市長の経歴にある、ロンドンでの外交官としての経験、世界60か国を訪問という経験を踏まえての回答と受け止めたんですけれども、短く言いますと、歴史的な文脈を持つ施設、すなわち箱とは単なる機能ではなく土地の記憶である、そして、町のアイデンティティーと答えているんですよ。だから、それは本当にすばらしい中身だったんですね。

だから、そういう期待の下に旧八幡市民会館のことについて質問もしました。それに対して市長は、旧八幡市民会館の建物を保存して行う埋蔵文化財センター移転事業については、現在実施設計に着手はしているものの、旧八幡市民会館が価値のある建物であることを踏まえて、その後の活用の在り方も含め、引き続き関係者や市民の皆様の意見に十分耳を傾けながら、丁寧に進めてまいりたいと考えておりますと答えています。これを今回の門司港の遺構に当てはめると、やっぱり関係者や市民の皆様の意見に十分耳を傾けながら丁寧に進めてまいりたいというふうなお答えが出るのではないかと思うんですね。今日の新聞記事によると、拙速だとか、撤回を求めるとかいうことも載っていますし、これはやはりもうちょっと丁寧に進めるべきなんじゃないでしょうか。市長に対して、建築都市局に対してそういう文化の立場から主張できないものでしょうか。以上です。

〇委員長(永井佑君) 市民文化スポーツ局長。

〇市民文化スポーツ局長 文化財の大切さ、それから、先ほどから言っていますが、都市マネ ジメントの重要性、特に財政状況が厳しい北九州市にとってはこの都市マネジメントの考え方 というのは非常に重要です。今後の次世代のことを考えれば重要です。そして、何よりもずっ と皆さんの意見を聞いて、やはり今60年とか70年たった施設が多くて、それぞれを建て替える というのはコストもかかるし、利便性も含めて、アクセスも含めていろいろと検討した結果、 門司港駅のあの位置になった。今は我々も一生懸命古い建物の修繕とかをしながら、使いやす いようにしながらしていますが、やはり構造的にも古くて、使い勝手としては十分ではないの かもしれないし、新しいところに早く引っ越してという要望がたくさんあります。文化財だけ ではなくて、そうしたいろんなことがあの土地、あの場所にあるわけです。その総合的な判断 をしなければいけないということで、我々も本当に苦しい中でいろんな議論をして、先ほども ありましたけれども、よけてくいが打てないのかとか、何かできないのかということで、それ ぞれのこともいろいろやりましたが、やはり工法的な問題もあって、じゃあその中でどうする かと。大切なものなので、何とかこういった土木の部分というのを見てもらえないかというこ とで、顕著なところを移築して現物を見てもらおうという決断に至ったところです。そして、 少し時間は置きますが、プロジェクトは着実に進めていくと。そして、早くそうした活動をさ れている方を、そちらの機能をそっちに移していくというようなことを両立できるような方法 として検討したものでございます。どれも大事です。どれも大事だからこそ、何かいい方法が ないかということを検討してきたのが今日の結果だと思っています。その点は分かっていただ きたいと思います。以上です。

〇委員長(永井佑君)藤沢委員。

〇委員(藤沢加代君)御苦労は分かります。いろいろ考えた着地点ということだったと受け止めましたけれども、でも、専門家からは拙速だとか検討委員会をつくれとか、正当なプロセスをと言われているわけでしょう。正当なプロセスはどうなんですか。もう一回お答えください。

- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** すみません。何をもって正当なプロセスかというのはちょっと新聞の記事だけでは分からないんですけど、我々としましては先ほどから説明しているプロジェクトの重要性、公共施設マネジメント、それから、地域の文化財をどうしていくかというところの3つの視点から総合的に判断したところでございます。以上でございます。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- ○委員(藤沢加代君) 私はこの前の建設建築委員会の傍聴もしましたけれども、そこでもいろいろな御意見が出ていましたね。そして、やはり移築保存というのは中途半端ではないかとか、そんな話もありましたけれども、こうやって専門家が拙速だと言っている、検討委員会をつくれとかと言っている、それから、今日も団体の方から全面保存をというふうなことも出ている。もちろん早く複合公共施設をつくってほしいという意見もあろうかと思います。それで、そういう様々な意見を出している方々が納得するような説明の機会はあったんですか。ないでしょう。ありましたか。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 納得する説明の機会というか、要望書をもらったりとかもありましたが、 そこはその方々の御意見だという形で認識しております。それを1月25日の市長定例記者会見 で正式に発表させていただいたと思っておりますので、それで御理解いただけたらと思います。
- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- **○委員(藤沢加代君)**市長が丁寧に進めてまいりたいと言っているんだから、拙速という専門家の声をやはりきちんと受け止めるべきだと思いますね。だから、何でそんなに急いでいるのかなと思うわけですよね。あの辺に埋蔵文化財というか、何か遺構がいろいろと残っているというようなことは分かっていたわけでしょう。これからも何かありそうなところというのは分かるわけでしょう。だから、そういうところも含めてちゃんと検討すべきなのではないかなと思うので、文化財所管の立場からその辺を答弁いただきたいということが1つ。

それから、複合公共施設の早い建設をということも分からなくもないです。この複合公共施設についてはいろいろありましたね。ここで議論するものでもないですけれども、市民文化スポーツ局の関係の市民会館とかも入るわけですけど、今回の能登半島地震で国が南海トラフについても新たに被害状況の見直しをしているでしょう。ここの現地は高潮で赤がつくようなところじゃないですか。そこに公共施設を持っていくのかというようなことについても、もうー回立ち止まって考えるべきじゃないかと思うんですけど、それはほかの局に関係することで、ここでは関係ないかもしれないけど、関係ある施設も入ろうとなっているわけですよ。教育委員会の図書館なんかもです。だから、本当に拙速に進めると後で本当にひどい目に遭うかもしれないというようなことをちゃんと市が責任を持って市民に説明するべきだと思うんですよね。

市民文化スポーツ局として答えられることは限られているかもしれませんけど、それこそ意思 統一や合意形成をするところで、しっかりこの場での意見や要望が出たということや文化を担 当する局としての立場をぜひ主張していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 今後周辺等で開発があった場合というところかと思います。当然、開発行為が行われて、包蔵地にかかっていれば試掘調査をして、どうするのかという判断をすることになろうとは思います。また、公共事業であれば包蔵地範囲外でも試掘調査を行いますので、そこでの判断になると思います。

あと、複合公共施設の高潮の対応という話でございましたが、今市としては基本的には100年とか何百年という範ちゅうの話でございますので、そのまま進めていくということで聞いております。以上です。

- **〇委員長(永井佑君)**藤沢委員。
- ○委員(藤沢加代君) 今回、移築保存ということで、移築の場所はまだ決まっていない、方針を出していない、これからというようなことだったと思うんですが、城野遺跡は部分的でしたが現地保存になっていますね。レプリカですけど、石棺2基は現地保存と言ってもいいと思うんですよね。だけど、移築というとまた違うなと思って。だから、今回の移築保存というのは、市民文化スポーツ局が担当する文化財保護の観点からしたら、やっぱり問題があるんじゃないかと思うんですね。移築と全面じゃなくても現地保存をするということは、文化の立場からいうとどちらがレベルの高い保存になるんですか。お答えください。
- **〇委員長(永井佑君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** そうですね。我々も文化財を担当する者として、やはり当然現地で保存できるのが一番いいと思っています。ただ、そういった中で開発とどう両立していくかというところでございますので、城野遺跡公園につきましても、石棺につきましては現地から埋蔵文化財センター1階に運んで移築保存しておりますので、現地保存ではないというところでございます。今回は総合的な判断でこういった結論に至ったというところでございます。以上です。
- 〇委員長(永井佑君)藤沢委員。
- ○委員(藤沢加代君)分かりました。何度も繰り返しになりますけれども、この局は文化財保護の立場を貫いていただきたいということです。今回も、さっきの旧八幡市民会館と城野遺跡については、もう何度も何度も出て採決ということになりましたけれども、これから具体的に建設も進んでいきますよね。だから、文化担当の局としてこれを大事に丁寧に進めていくということ、そして専門家、市民の疑問や批判とかに具体的に丁寧に答えていただきたいと思います。今回の件はせっかくのチャンスといいますか、こういうものが出てきて幅広くいろいろな課題を考えるきっかけになったと思うんですよね。災害のこともあるし、複合公共施設というのが本当にどうなのかなとか、場所も本当にここでいいんだろうかというようなこと、ここの

管轄ではないかもしれませんけど、いろんな課題が浮き上がってきていると思います。特に市 長が替わって、丁寧に進めていくと言われているんですから、市全体として本当にそうあって ほしいということを要望して、終わります。

〇委員長(永井佑君) ほかにないですか。中島委員。

○委員(中島隆治君) 意見だけ申し上げたいと思います。この開発とこういった遺構の発見というのは、常に隣り合わせにあると思います。それで、今回のような基礎部分にこういったものが発見されたということで、全部保存にこしたことはないと私も思いますけれども、ひょっとしたらこの開発がなければ永遠に眠ったままの遺構だったかもしれないということも考えると、私は今回こういった開発によって鉄道遺構を発見できたことは本当にすばらしいことであって、前向きに捉えていいのではないかと思っております。

様々総合的に判断してということもございました。今局長からも、市民会館とか区役所とかの老朽化がかなり進んでいるという話がありましたので、門司区民の皆様をはじめ北九州市民の皆様にとっても、この複合公共施設ができることは大きな意味で市民サービスの向上につながると考えますし、豊かな生活につながっていくものと考えておりますので、本当に総合的に判断していただきたいと思っております。

何人かの委員も発言されておりましたけども、どう残していくのかということが非常に重要だと思っておりますので、例えばジオラマとか、先ほど3Dの話とかもありましたし、幸いにも隣には鉄道記念館もあります。仮にそこに置かれれば、鉄道記念館の価値もまた大きく上がると思いますし、いずれにしても市民の皆様、門司区民の皆様の心の中にしっかりとレガシーとして残る保存の方法、コンセンサスをしっかりと取っていただいて総合的に判断していただければと思います。以上でございます。

○委員長(永井佑君) ほかにありませんか。木下委員。

○委員(木下幸子君) 私も今中島委員が言われたように、現地でそのまま保存するのがベストだろうと思いますが、移築保存であっても、VRとか今の最先端の技術や手法を使って現地保存よりも分かりやすくしていただいて、総合的に判断して市民の皆さんにそちらのほうがよかったと言っていただけるようなものにしていただきたいと思います。今から現地保存とかということになれば、設計の見直しとかもあって複合公共施設の完成も遅れるんでしょうし、その分予算もかかります。公共施設マネジメントの見地からも、その点も再度しっかり総合的に勘案していただいて、ベストな方法というのを見いだしていただいて、またお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。意見です。

○委員長(永井佑君) 12時が近くなっていますが、ほかに質疑はどれだけありますか。この後、 所管事務調査で教育委員会からの報告と次年度の行政視察のお話がありますが、続けてもいい ですか。では、継続します。ここで副委員長と交代します。

(委員長と副委員長が交代)

- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- **〇委員(永井佑君)** 幾つかお尋ねします。複数の方から質問や意見がありました。移築については専門家からも話は出ていないということや新聞報道とかについても今日の議論でも出ましたし、そもそも移築は文化財破壊そのものだという要望書もあって、移築するしかないのではないかという議論もあったんですけど、文化財を守るという点では私は現地保存するのが当然だという立場です。

それで、そもそも今回の最終判断をしたのは市長だということで、丁寧に進めていくと答えたんですけど、こんな拙速で説得力に欠ける経過というのは、自分が議員になってから初めて経験します。そもそも匿名にした専門家の意見を記者会見で公表して、市長が記者会見で説明するということに当局は問題意識を持たなかったんですかね。それについて伺います。

- **〇副委員長(森結実子君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** そうですね。確かに25日の定例記者会見ではかなり厳しいお叱りを受けたところでございます。基本的にはお名前はお出しできるということで御理解もいただいていたので、我々もその中で話を進めてきていたんですけど、ちょっと最後のほうでやっぱりという話もございまして、我々もかなり動揺した部分もありましたが、ちょっと申し訳なかったんですけど、そのまま公表せずに進めさせていただいたというところでございます。その後、その日の午後にまた報道関係の方お集まりいただいて、本人に御了解いただきまして再度公表したという流れになっております。以上です。
- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- **〇委員(永井佑君)** そこに問題意識は持たなかったかという点はどうですかね。
- **〇副委員長(森結実子君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 当然、名前を公表できればよかったとは思っていたんですけど、やっぱり 先ほど言ったとおり突然のぎりぎりのタイミングだったのでちょっと動揺してしまって、この ままいってしまおうと、そういう考えは我々としては問題だったかもしれないです。
- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- ○委員(永井佑君) 市長は丁寧に進めていくということなんですけど、そもそもこれまでの経過として、9月に見つかって11月末まで調査をして、そして、この間の記者会見で移築保存するということだったんですけど、今、市民、専門家、団体から現地保存してほしいという要望書が出ていることは新聞報道等でもあっていますし、その書面も見たことがありますが、門司港プロジェクトの問題もありますが、そもそも白紙にしろという話じゃないですよね。立ち止まりませんかという話で、専門家の方々は現地保存について議論をしてくれという要望を出されていますよね。検討会とか、あと市のフェローの方ですかね、土木学会の小野田さんも自分の意見は一案にすぎないし、ほかの専門家や市民の意見も含めて合意形成を図るべきだと。九州大学の准教授の方も審査委員会で意見交換会の開催を要望されていますし、正当なプロセス

に立ち戻って方針の再検討を求めたいと。門司港プロジェクトのこともありますけど、これだけ重要な遺構が見つかったんですから、一旦立ち止まって検討会ぐらいさせてくれという要望なんですけど、それはやるべきではないですかね。

- **〇副委員長(森結実子君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** いろんな学会、あるいは市民の方から要望書等々をいただいております。 御意見、お立場については十分伝わっております。ただ、すみません、何度も繰り返しになる んですけど、市といたしましても、このプロジェクトの重要性、それから、公共施設マネジメ ントを着実に進めていく、あとは地域の文化、できるだけ現地に残してほしいという専門家の 御意見、こういった3つの視点を総合的に判断させていただいたというところでございます。 以上です。
- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- ○委員(永井佑君) 文化財保護審議会の5名も現地保存と判断していますけど、市がこの方々を任命しているわけですよね。その方々の意見も総合的に判断して、その方々が現地保存だと言っているその判断を変えて、最終的に市は移築という判断をしたわけですけど、そしたら文化財保護審議会は何のためにやるんですかね。僕はそこが疑問ですね。
- **〇副委員長(森結実子君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 文化財保護審議会につきましては、市の文化財の指定について、教育委員会が諮問した案件についての協議、調査をしていただく、そして、答申をいただくといった形になっております。
- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- **○委員(永井佑君)** それであるならば、今回なぜ聞いたんですかね。
- **〇副委員長(森結実子君)**文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** それぞれの委員がそれぞれ専門となられる分野を持たれておりますので、 我々としても当然そこら辺の知見を求めていったというところでございます。
- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- ○委員(永井佑君) 専門家の意見を聞きながら、最終的な決定に関してちょっと横に置いた感じがするんですね。市長の記者会見で、施設の早期完成を望む地域、公共施設マネジメントを確実に進める行政、鉄道遺構を保存すべきだとする専門家の三方よしとする方策を考えたというのを見ましたけど、僕は全然三方よしじゃないと思いますね。僕も本会議で1回取り上げたことがありますけど、三方よしというのは近江商人の言葉で、商売において売手と買手が満足するのは当然のことで、社会に貢献できてこそよい商売と言えるという考え方ですが、これがどこに社会に貢献できる状況かなと思います。市長の言い方は、北九州市だけではなく、全国的に、この社会に貢献したい、地域に文化の魅力を残したい、遺構を残したい、遺構が大事だと、重要な文化財だと判断している方に対して我慢しろと言っているように聞こえるんですね。

三方よしというよりは場当たり的と言っていいんじゃないかなと思います。立ち止まって検討会ぐらいつくって、市民に経過をきちんと説明できる体制こそ丁寧な進め方だと思います。その辺についてはいかがですか。

- **〇副委員長(森結実子君)** 文化財担当課長。
- **○文化財担当課長** 重ねてになりますが、先ほど言ったやっぱり地域、行政、文化といった3 つの視点からも総合的に判断をしたものでございますから、改めて検討会をつくることは考えておりません。以上です。
- **〇副委員長(森結実子君)**永井委員。
- **○委員(永井佑君)**分かりました。答弁には説得力は全然感じませんでした。
- **〇副委員長(森結実子君)** ここで委員長と交代します。

(副委員長と委員長が交代)

○委員長(永井佑君) ほかになければ、陳情第178号については慎重審議のため、本日は継続 審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査及び報告を終わります。

ここで、本日の所管事務の調査に関係する職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、所管事務の調査を行います。

まず、質の高い教育環境の整備についてを議題とします。

本日は、学校における業務改善の推進について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。教職 員課長。

〇教職員課長 それでは、質の高い教育環境の整備のうち、学校における業務改善の推進についての取組を御説明いたします。

それでは、資料1ページを御覧ください。まず初めに、学校における業務改善プログラム第 3版の策定に至るまでの経緯を簡単に御説明いたします。

本市は、平成29年3月に学校における業務改善プログラム及びハンドブックを策定し、全校を挙げて業務改善の取組をスタートしました。平成31年3月には、業務改善プログラムを第2版へと改訂し、さらに取組を推進するとともに、令和3年度にはモデル校5校において民間のコンサルティングの手法を導入し、令和4年度にはその成果を全市で共有いたしました。これらの取組の結果と令和3年度末時点での成果をそこに記載しております。

それらの成果の一方で、文部科学省の指針で1か月の勤務時間外在校等時間の上限とされている45時間以上の教職員が全教職員の約1割以上に当たります549人ほどいるという課題も残りました。

そこで、これまでの成果と課題を踏まえつつ、ポストコロナや教育DX等の新たな課題にも対応しながら、業務改善をより一層加速させるため、第3版を策定いたしました。この第3版では、資料にある2つの達成目標、月平均在校等時間が45時間以内の教職員の割合100%、年休の取得日数12日以上の教職員の割合100%を設定するとともに、業務改善の4つの視点と20の具体的取組を示し、各校が自校の実情に応じて実践する取組を選択できるようにいたしました。また、実践推進校として19校を指定し、好事例等を収集、発信することとしました。

なお、以後、勤務時間外在校等時間を在校等時間、学校における業務改善プログラム第3版は、プログラム第3版と略して表記しております。

では、プログラム第3版に係る今年度の主な取組についてです。

初めは、全市的に開始した取組です。保護者連絡ツールtetoruの導入と留守番電話機能の活用です。いずれも教職員の負担が軽減されたという学校からの声が多く聞かれました。

次に、学校現場との情報共有、好事例の収集です。教育委員会が主催して、資料に示した3つの会議を開催しました。実践推進校連絡協議会では、実践推進校の管理職及び業務改善担当者が一堂に会し、各校の実践について情報交換を行ったり、より効果的な取組の進め方などについて協議したりしました。業務改善の推進に向けた座談会では、市内の若年あるいは中堅の教員、事務職員など20名が参加し、教育委員会と意見交換を行いました。学校現場の現状や課題等について、様々な立場からの率直な意見を聞くことができました。業務改善推進拡大会議では、学校管理職及び教諭の代表、PTAの代表、教育委員会を構成員とし、本市の業務改善の現状や今後の具体策について検討いたしました。

3ページを御覧ください。教育委員会による支援です。主に4つの支援を行いました。

1つ目は、アセスメントに基づいた学校への指導、助言です。学校ごとに在校等時間などを分析し、それに基づいた指導、助言を学校担当課長の訪問などにより実施いたしました。

2つ目は、プログラム第3版に示した取組についての支援です。20の具体的取組それぞれについて、全校への支援及び個別の相談対応等を行いました。それぞれの担当課が担当して実施しました。

3つ目は、講習会、研修会の実施です。小学校教科担任制、2学期制、標準授業時数を大幅 に上回っている学校の授業時数の見直しなどについての各講習会、研修会を実施し、具体的な 実施方法や、その有効性を周知いたしました。

4つ目は、業務改善推進通信による発信です。これまで3号発行し、本市の在校等時間の現 状や実践推進校の好事例等を周知いたしました。

4ページを御覧ください。業務改善のこれまでの成果をまとめております。これまでの業務 改善の取組の成果と課題をデータから見ていきます。

初めに、表1の在校等時間45時間以内の教職員の割合を御覧ください。業務改善の取組を始めた平成29年度から今年度までをお示ししております。数値は今年度との比較が可能となるよ

う、4月から11月までの平均を示しています。この表からは平成29年度に比べ、45時間以内の 教職員の割合が全体で20ポイント上昇し、82.3%まで増加していることが分かります。

次に、グラフ1を御覧ください。このグラフは、在校等時間が月平均45時間を超えている教職員の人数を示しています。このグラフから、平成29年度に比べ令和5年度では45時間以上の教職員の数が半数以下に減少していることが分かります。これらのことを併せますと、平成29年度からの継続的な業務改善の取組により、在校等時間45時間を超える教職員の数は確実に減少してきているということが言えるのではないかと考えております。

5ページを御覧ください。ここでは今年度より開始したプログラム第3版を活用した業務改善の成果をデータから見てみます。

グラフ2を御覧ください。これは、左が令和4年度と右が令和5年度で、それぞれ小学校における4月から11月の学校の平均在校等時間を、右に向かって短いほうから順に9グループに分類して並べたものです。ちなみに、グラフの縦軸は校数、横軸は平均在校等時間を表しております。

この2つのグラフを比較すると、青枠の学校平均の在校等時間が24時間以下の学校は18校から28校に増えています。また、下の表2になりますが、4月から11月の学校ごとの平均在校等時間が、令和4年度に比べ令和5年度のほうが減少している学校数を示したものですが、これを見るとどの校種とも約半数の学校で減少していることが分かります。

一方で、課題も見えてきました。グラフ2に戻ります。グラフ2の赤枠、学校平均の在校等時間が33時間以上の学校が13校から18校に増えています。また、表2ですけども、先ほどの成果の裏返しですが、約半数の学校では業務改善がやや停滞していると考えることもできます。つまり、令和5年度はプログラム第3版で、全市横並びではなく、各学校が主体的に取組を選択、実践できるようにしたことで、より効果的に業務改善を推進できている学校と、逆に推進が十分でないと見られる学校の2つのタイプに分かれた可能性があると言えます。今後は、この推進が十分でないと見られる学校への対策が急務であると考えております。

では、今後の重点的な取組について御説明します。

(1)の表は、先ほど述べましたが、推進がやや停滞していると見られる学校の考えられる課題とその対応例を示したものです。若年教員の割合が増加することへの対応、行事がコロナ前に戻っていることへの対応、職員の意識改革が進んでいないことへの対応、そして、中学校の部活動への対応があります。そして、教育委員会はここに挙げた対応例や、その他の取組について効果を上げている学校の好事例を収集し、各校に共有するとともに、教育委員会の訪問等による直接支援を引き続き実施してまいります。

次に、継続あるいは拡大する全市的な取組です。小学校では、小学校の教科担任制の拡大、 中学校では部活動指導員の配置及び部活動地域移行の在り方の検討です。

校種共通の取組としましては、2学期制の推進や年間授業時数の見直しです。この年間授業

時数の見直しは、標準授業時数1,015時間を大幅に上回っている学校、これは文科省が言っている1,086時間以上の学校になりますが、これについて早急に対応することが求められております。本市では、小・中学校の校長の代表者を交えてプロジェクト会議を開催いたしました。また、講習会を実施し、具体的な取組方法やメリット、削減により生まれた時間の有効な活用の仕方について周知したところです。その他、教員業務支援員については、令和6年度に全小・中学校に配置する予定としております。また、業務改善先進校への訪問型研修の実施なども考えております。

加えまして、新規に開始する全市的な取組として、学校におけるチラシ等配布の見直しがあります。令和6年4月から運用する予定の配布基準を用いますと、小学校の一例ですが、今年度12月までに配布したチラシ144枚のうち、60枚が削減される計算となり、その効果が期待できると考えております。

最後になりますが、子供と向き合う時間の確保や教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するために、まずはこのプログラム第3版に掲げた2つの目標を達成できるよう、引き続き学校における業務改善を推進してまいります。

以上で報告を終わります。

- ○委員長(永井佑君) ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。有田委員。
- **○委員(有田絵里君)**日本維新の会の有田です。よろしくお願いします。

実際に小学生の子供がいるので、t e t o r u はすごく有効に使わせていただいております。 ありがとうございます。この t e t o r u をぜひこうできないかという意見なんですが、全体の内容は届くんですが、学年ごとに配るものも同じようにできないんでしょうか。結局子供たちにはプリントを配付しているわけですよね。男の子だからなのか、何でなのか分からないですけど、なかなか来ないんですよ。その日に欲しい手紙とか、後から先生に連絡をいただいて気づくとか、あるあるなのかもしれないんですけれども、大事なお手紙も結局手元に来なかったりして、後から気づくみたいなことも多いし、結局いろんな印刷物を発行しているんですよね。ペーパーレスとなっているのに、なかなかそういうところは進まないよねと思ってしまうのですが、それはできないんですか。

- **〇委員長(永井佑君)**教育情報化推進課長。
- ○教育情報化推進課長 tetoruの御質問ですけれども、tetoruの機能そのものは 学級単位、学年単位に送ることも可能です。実際そういう運用をしている学校もたくさんござ いますので、こういう声が上がっているということを個別に学校のほうにお伝えすれば、シス テム上は可能です。個別で1対1というやり取りはできませんけれども、クラス単位、学年単 位、あるいは中学校で言えば部活単位、野球部に入っているお子さんだけに送るとかというよ

うな形もシステムの構成上はできていますし、実際そういう運用を多くの学校でやっておりま す。以上になります。

〇委員長(永井佑君)有田委員。

○委員(有田絵里君) 私が子供を行かせている学校は、校長先生とか学校単位でしか届いていない状態になっておりますので、ぜひともお声を伝えていただければと。直接校長先生にお伝えすることもできますけれども、ぜひペーパーレスの観点で、しかも、かなり大きい学校なので、やっぱり生徒数も多くて余計に気になってしまう部分でもありますので、大規模校というか、そういうところには特にそういうものを効率よく、先生の負担が減るようにデータ化していく。これは保護者の側としてもかなり利点がありますので、ぜひそうしていただけるように研修などをしていただけたらなと思いました。

あと、これはちょっとまた別件なんですけれども、今回この中にはないんですけれども、不 登校の話で、中学校のお子さんを持つお母様から、学校からなかなか連絡が来ないという御相 談を受けました。例えば、すごく衝撃だったのが、子供から、お母さん今日テストだと思うん だよと言われたらしいんですよね。中間テストとかいろいろあると思うんですけれども、学校 からお知らせがなかったので、お母さんは驚いて、もし子供が受けたいと思ったら行けたかも しれないのに、そういうお知らせすら届いていない、保護者の方に連絡が行っていないと。そ の方は1年生からかな、もう最初のほうから行けなくなってしまっているので、なかなか情報 が入りにくいということなんです。これは学校によって対応が違うのかなと思ったんですけれ ども、中学校でtetoruが入っていて、こういったお知らせを学年ごとにやっているのか、 また、対応が違うのかも分からないんですけれども、不登校になっているからそういうふうな 情報が入ってこないというのもちょっとおかしな話だよねと。これはその担任の問題なのか、 学校の校長先生の問題なのか分からないんですけれども、なかなか足が向かなくて学校には行 けていないし、不登校支援のところにも行けていないというお子さんはたくさんいらっしゃる と思うんですよね。そういう方々にきちんと情報が伝わるようになっているのかどうか、ちゃ んと現場現場でやっているのかどうかということについて、保護者の方からお怒りの声をいた だいたので、今日ちょっとお話しをさせていただいているんですけれども、許せないなと思っ て、ちょっとまだ学校名をここで伝えるのはあれだと思うんですけれども、どこの小・中学校 でもそういうことが行われているのであれば、きちんと保護者に情報が伝わる方法、当たり前 のことを当たり前のものとして受け取ることができる方法というのを考えていただいて、不登 校の保護者の方の声に寄り添って、なおかつそれにかける教師の皆さんのお時間も踏まえて効 率よい方法を考えていただければと思います。また均一に情報が届くような仕組みづくりが現 場できちんとできていますかというヒアリングは必要じゃないかなと今回思いましたので、ち ょっとお伝えさせていただきました。御意見があれば教えてください。

〇委員長(永井佑君) 学校教育部長。

○学校教育部長 不登校の子に対してしっかりと学校の情報を伝えるように、また、学校としっかりとつながっていくようにということは、学校等にもこちらのほうから再三お知らせしていますし、そういったときにその家庭の状況やその子の状況を聞き取って、tetoruがいいのか、また、直接会えるのかなど、しっかりと打合せをしながら定期的な連絡方法を考えていく、それから、重要な情報、また、学校の情報については絶えず連絡を取り合うようにして、そういう情報が届かないために子供たちや保護者が困るようなことがないようにということは考えております。

ただ、依然としてそういった個別の案件があるということは重く受け止めておりますので、 個別の案件についてはしっかりとこちらで対応してまいりたいと思いますし、また、こちらと してもそういった情報が届かないということがないようにということを再度周知するとともに、 確認してまいりたいと思います。

- **〇委員長(永井佑君)**有田委員。
- **○委員(有田絵里君)**ありがとうございます。何より学ぶ現場に行けない子供たちの学習の機会が減ってしまっていることに対して、フォローできることを考えていただいた中で、また、今教師の皆様の業務改善がどんどん図られていく中で、そういう目線も残していかなくてはいけないのかなと思ったので、今回質問させていただきました。どこの学校というのはまだちょっとちゃんと伝えられない状況なので、また分かり次第と思うんですけれども、まずは教育委員会の皆様にそういう学校があるということをお伝えできればなと思いました。

あとは、業務改善が進んでいると感じている方がまだ3割、4割ということで、これはもっと進んでほしいなと思いました。80時間以上の教職員がこんなにもいたというのにも衝撃を受けましたけども、せっかくこうやって取組が進んできて、これだけ減っているにもかかわらず、まだまだ業務改善が進んでいると感じている人が4割ぐらいしかいないんだなということにショックを受けましたので、まだまだてこ入れをする必要があるのではないかなというのが所感です。

今ちょっと言いたかったことが思い出せないので、また後で伝えさせてください。以上です。

- **○委員長(永井佑君)** ほかにありませんか。大石委員。
- **○委員(大石仁人君)**働き方改革の達成目標については、現状の数字がどうなっているかというのは分かりましたが、例えば働き方改革による現場の先生のやりがいの変化とかの部分に関しては調査していたりしますか。
- 〇委員長(永井佑君)教職員課長。
- ○教職員課長 今、私どもが持っているデータでいくと、やはり8割から9割はやりがいを持っているんですけども、先ほどお話があったように、負担感というのも8割から9割ぐらい感じていると。一生懸命やられているからこそやりがいを感じるのか、そうだから負担になっているのか、そこはまた分析が必要ですけれども、今年度1年間取り組んでみた結果については、

また2月に調査をして、結果はお知らせできると思っております。以上です。

〇委員長(永井佑君)大石委員。

○委員(大石仁人君)やっぱり教育というのは企業とも違うし、役所とも違うので、とにかく 子供の状況は日々変わってくるし、このタイミングで時間をかけないといけないというのがあ るじゃないですか。なので、恐らく一律に数字だけを追い求めることの危険性も感じられてい ると思うんですけども、そこは数字だけではなくて先生のやりがいというところを、この働き 方改革が現場の教師のやりがいを奪ってしまうということだけはやってはいけないと思います ので、ぜひともそこのところはよろしくお願いしたいと思っています。

県の高校のことを話して申し訳ないんですけども、僕がいるときも在校時間についてタイムカードができたりとかという中で、数値目標ばかり言われて、実態と全然違う時間にタイムカードを押したりとか修正したりとか、あまり言えないですけど、言っちゃいましたけど、やはり現場の教師からしたらそういうふうに実態とかけ離れてしまうということがやるせないわけですよ。だから、そういったことにならないように、しっかりと時間だけではなくてやりがいというところを、やっぱりやる気のある先生は残ってやりたいこともあるじゃないですか。そこを強制的に止めるというのがどうなのかなと思っているんですけど、今現状として、北九州市においてその点はどのように対応していますか。

〇委員長(永井佑君)教職員課長。

○教職員課長 おっしゃるとおりだと思います。私も大分残っていたタイプですので。しかし、やはり職員の健康とかワーク・ライフ・バランスを考えると、私どもがやってきた働き方が本当によかったのかというのは、またちょっと反省するところがあるかなと思います。ですので、例えば私は小学校ですけれども、やはり空き時間が1時間もなくて、週30時間子供たちに授業をしていました。今は専科を入れたり授業の持ち合いをしたりすることで、空き時間を少し設けたり、それから、会議を入れない日を設けることで、勤務時間外に子供たちのためにやっていたやりがいにつながる仕事を勤務時間の中でどうにかできないかというような努力をしていく、そういう方向で考えていって、やりがいも当然持ちながら、先生方の働き方、そして、ワーク・ライフ・バランスもしっかりとできるようにということが今は大切ではないかなと考えております。以上です。

〇委員長(永井佑君)大石委員。

○委員(大石仁人君)ありがとうございます。自分はワーク・イズ・ライフで、負担じゃないと考えています。教員として、やはりそういったやりがいというところを考えていましたので、とにかくやりがいを持って生き生きとした先生がどんどん増えて、そして、その姿を学生たちが見て先生になりたいと思う人がどんどん増えるような学校現場にしていただきたいと、そういった意味でも働き方改革につなげていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。以上です。

- **〇委員長(永井佑君)** ほかに。有田委員。
- ○委員(有田絵里君) 今の大石委員の話に関連するんですけど、どこの学校もタイムカードを使って管理されていますか。そこをまず確認したいです。
- 〇委員長(永井佑君)教職員課長。
- ○教職員課長 会計年度任用職員の方はタイムカードですね。普通の教職員は校務支援システムがありますので、パソコンを立ち上げて出退勤登録をする。大きい学校になると、カードをかざせばピッという形で校務支援の中に出勤時間が登録されるというふうになっておりますので、確実に出退勤時間は管理をしております。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**有田委員。
- ○委員(有田絵里君) ありがとうございます。タイムカードだとかなりごまかせるし、今おっしゃられた内容と近しいものを聞いたことがありますので、現場と合っているのか、本当に残っていないのか、この数字が間違いないものなのかどうかは少し気になるところではありました。おっしゃられたとおり、やりがいを奪ってはいけないというのはすごくそうだと思うんですけれども、やっぱりそこに負担を感じて辞められる方も多くて、実態として採用も減ってきているということで、北九州市がこれだけ前向きに業務改善に取り組んでいるということは、今後もっと発信していくべきだと思いますし、北九州市で学んだ、もしくは北九州市周辺で教職員になりたいと思って頑張ってこられている生徒たちが、北九州市だから選びたいと思えるような発信方法をぜひもっと考えていただけたらうれしいなと思いました。以上です。
- **○委員長(永井佑君)** ほかにないですか。大久保委員。
- ○委員(大久保無我君) 在校等時間というのは、時間という一つの見方で教員の仕事をはかる データということになると思います。実際のところは、今大石委員や有田委員がおっしゃった ような感じで、教員の皆さんが仕事自体が減った実感を得られているのかどうかが結構重要で、 数字というのは、さっき言ったように早くタイムカードを切ることもできるし、早く帰ろうと 思ったら帰れるし、だけど、結果として仕事を家に持って帰っていますとなると、業務量は変わっていないのに時間だけが減ったように見えるということも可能になるわけですね。そこの 実態的なところが一番重要だと思いますので、先生の仕事の範ちゅうというのはなかなか判断 しづらい部分があると思いますし、そこは先生によって違うかもしれませんけど、多いと言われていた業務量が業務改善によって、例えば従来の80%まで減っていますよとか、教育委員会としてどのくらいの業務量が減ったと受け止めているのか教えてください。
- 〇委員長(永井佑君)教職員課長。
- ○教職員課長 先生の仕事を量ではかるのはなかなか難しいんですけれども、一例を挙げますと、先ほど申しましたように、特に小学校においてはこれまで学級担任制でしたので、全ての時間、全ての教科を1人の担任が行うということで、高学年になると9教科ぐらいを全て持たないといけないという状況から考えますと、専科が入ることによって、1人入れば1教科、2

人入れば2教科というふうに教科数が減るということで、確実に仕事が減っていると言えると 思います。

また、持ち合い授業といって、例えば同じ学年の3クラスで、国語を教える先生、算数を教える先生というふうに役割分担をすると、1時間の授業を構想してつくったら、それが2こま分使えるということで、これも量的には減っていると言えると思います。

また、中学校の部活動等で言えば、今は複数顧問制という形で、複数の先生で顧問を持って、曜日を決めてどちらが出るとか、土日の対応も、試合に連れていくのはどちらが行くとか、そういうふうに役割分担をしながらやっていますので、これも量からいけば従来に比べて減っているのではないかと思います。そのようなことを積み上げていくことで、先生たちに実感を持っていただければと考えております。以上です。

- **〇委員長(永井佑君)** 大久保委員。
- **〇委員(大久保無我君)** ありがとうございました。いい取組についてぜひ横展開していただきたいと思います。

在校等時間は学校によって偏りがあるんですかね。押しなべて言っているのか、そこら辺の 状況を教えてください。

- 〇委員長(永井佑君)教職員課長。
- ○教職員課長 確かに学校ごとに差はあります。在校等時間が20時間台とかという学校から、45時間を超えている学校もあります。また、これは平均ですので、同じ学校の中でも極端に短い先生もいれば極端に長い先生もいたりしますので、学校ごとにも違いますし、学校の中でも違うというようなことがデータからだんだん分かってきました。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**大久保委員。
- **〇委員(大久保無我君)**やっぱり校長先生がいたら帰りづらいとかがあるじゃないですか。そこら辺は、例えば教育委員会としては校長先生とかになるべく早く帰ってあげなさいというような話をしているのか教えてください。
- 〇委員長(永井佑君)教職員課長。
- ○教職員課長 私たちの頃は校長先生が帰るまではというふうに習ったような記憶がありますけれども、最近の若い方はそこまではないようです。ただし、校長先生は、当然職員に早く帰って家庭と自分のライフを楽しみなさいと言っていますので、そう言っている校長先生自体が遅くまで残って仕事をしているというのは、なかなか説得力がありませんので、まずは校長先生が率先して自分のタイムマネジメントをしっかりやって、そして、そういうはつらつとした姿を見せることで、職員はそれに倣ってやっていこうというような思いになりますので、そこは教育委員会として校長先生方にはしっかりとお伝えしているところです。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)** ほかにありませんか。中島委員。
- ○委員(中島隆治君) 1点だけ教えていただきたいですけども、先ほどから在校等時間のこと

が議論になっておりますが、学校全体として早く帰ろうみたいな雰囲気がある中で、例えば今まで学校でやっていた明日の授業の準備とかを家に持ち帰ってやらざるを得ないということもあり得るのかなと思っているんですけども、家に持ち帰ってやっている時間数とかは調べたんでしょうか。

- 〇委員長(永井佑君)教職員課長。
- ○教職員課長 本市では令和2年2月に持ち帰りの件を調べております。その中では、特に教諭について、小学校が29.9分、中学校が24.5分、特別支援学校が19.3分で、持ち帰り仕事をした時間の平均が26分ぐらいだったというデータがあります。これをどう受け止めるかですけれども、もしかしたらやっている先生がもう少しいらっしゃるのかもしれませんし、教育委員会に来てからも、持ち帰りが多いというような声も聞いたことがありますので、これはまた改めて調査をして、実態に応じた策を取っていく必要があるのかなと考えております。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**中島委員。
- ○委員(中島隆治君) そうですね。学校にいる時間は減ったけども、結局家でやっている時間が増えたら、全体的に仕事をしている時間数はあまり変わらないということで、業務改善につながったとはあまり言えないのではないかなということを考えると、家にどれだけ仕事を持ち帰ってやっているのかという実態もきちんと聞くべきではないかなと感じたものですから、学校全体として、教育委員会として早く帰ろうみたいな雰囲気だから帰らざるを得ない。だから、家でやっているみたいなことになると、先生方がかわいそうだと感じたものですから、そこら辺の実態もきちんと調べるべきではないかなと思いましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
- **〇委員長(永井佑君)** ほかに。木下委員。
- **○委員(木下幸子君)**中島委員の話と関連するんですけど、持ち帰って家で勉強したとか作業 したとかというのは、その学校の先生の頭数で割った数なんですかね。 2 時間も 3 時間もやっ ている人や、家では全然作業をしていないという人がいての平均29.9分とかなんでしょうか。
- 〇委員長(永井佑君)教職員課長。
- ○教職員課長 おっしゃるとおりです。総時間数の合計を先生の数で割っていますので、もちろん全然やっていない先生もいらっしゃれば、もしかしたらこれよりもたくさん、1時間、2時間やった先生がいらっしゃるということも考えられます。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**木下委員。
- **〇委員(木下幸子君)**それと、例えば帰りに自分のクラスの不登校の子供や保護者に会うとか というのはこの時間に入っているんでしょうか。
- 〇委員長 (永井佑君) 教職員課長。
- ○教職員課長 恐らくこの中には入っていないのではないかなと思います。帰りであってもそれは家庭訪問に行く時間ということで、もしかしたら在校等時間の中に含まれているかもしれ

ません。ちょっとそこははっきりと分かりません。申し訳ございません。

- **〇委員長(永井佑君)**木下委員。
- **○委員(木下幸子君)** 不登校の子も自分のクラスであればすごく気になるし、親御さんに合わせれば夕方からの時間を使うことになると思うんですよね。それも 5 分、10分では済まなくて、せっかく会えたからということで、状況とかをいろいろ把握するには時間もかかると思います。 不登校の子とかが増えている実態が見受けられますので、結構負担にもなっているのかなと思うんですけど、その点はどんなふうにお考えですか。
- **〇委員長(永井佑君)**教職員課長。
- ○教職員課長 家庭訪問をしなければいけないというのは、恐らくどの学校でもたくさんあると思います。先ほど少し申し上げましたけども、以前はそういう子がクラスにいれば、当然その担任が行くべきだというような考え方で、やはり担任1人に負担がかかっておりましたけれども、最近では教務主任とか教頭先生や校長先生など、状況が分かる先生たちで分担しながら家庭訪問を行ったりもしていますし、持ち合い授業をしているような学年ですと、どの先生も全てのクラスの子を知っていますので、担任ではない先生が対応するということもできると、実際にそういうふうにやっている学校の報告も聞いておりますので、今後はそういうふうにチームといいますか、小学校も学年等でやっていくことで、担任1人に負担がかからないようになると思います。中学校に関して言えば、もともと教科担任制で、学年ごとにチームでやっていますので、そういう仕事も分担しながら対応ができているのではないかなと考えております。以上です。
- **〇委員長(永井佑君)**木下委員。
- ○委員(木下幸子君)また別に、先生がやらなくてもいいような業務内容はスクール・サポート・スタッフがやっていると思うんですけど、それによってやはり先生としては丁寧に子供に向き合える時間が取れて、それこそ先ほどからやりがいとか生きがいとかという話もあっていますが、本当に心身ともに負担が軽減されて、子供と余裕を持って向き合える時間とかが増えているんでしょうか。先生のいろいろな負担軽減のためにこういう施策が進んでいるんですけど、それでもいっぱいいっぱいで、思わず子供たちを叱ってしまうとか、そういう先生もいらっしゃると聞いておりますので、その点どうでしょうか。
- **〇委員長(永井佑君)**教職員課長。
- ○教職員課長 非常に助かっているという現場の先生方からの声はよく耳にします。実際に、例えば授業で使うプリントの印刷とか、配布物の仕分とかをやっていただいて、すごく助かっているというのはあります。特に、小学校で言えば、やはり毎時間授業が入っていますので、なかなか空き時間がなくてそういうのができない、次の時間のプリントをすぐに刷らないといけないとか、今日の帰りに配るものを昼休みに刷らないといけないとか、そういうような状況もあっていますけれども、それを事前に頼んでおけば、出来上がったものを届けていただける

というようなことで、当然その時間帯にクラスを離れることなく子供たちにつくこともできますし、そういう意味では非常にゆとりを持ってといいますか、あまり焦らずに授業等もできますので、そういう意味で非常に助かっているというような声はよく聞いております。以上です。

〇委員長(永井佑君)木下委員。

○委員(木下幸子君)ありがとうございます。スクール・サポート・スタッフも今年4月からは全校に配置されると聞いておりますし、できるだけ先生方が気持ち的にゆとりを持って、その分子供たちに目を向けてしっかり関われるようにして、いい子を育てていただきたいと思いますし、先ほどから話があっていますが、本当に先生が大好きで、自分も大きくなったら教師になろうというような子供たちが一人でも多く出るように、これからも最善の努力を続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長(永井佑君) ほかにないですか。藤沢委員。

○委員(藤沢加代君) 概要版の学校の現状と課題のところで、先生方の精神的なストレスとかというところがあろうかと思うんですが、多忙感とか、それから、子供と向き合う時間が確保できているという感じですよね。そういう数字に表れない先生の負担感や難しさというのもあろうかと思うんですよね。今年はちょっと手のかかる子を多く受け持ったとか、難しい親に当たったとか、そういう先生が感じる負担感みたいなことを減らしていこうということはあろうかと思いますけど、やっぱり数字的にはなかなか難しいところがあるんだなと、9ページを見れば分かるんですけれども、そういうケアといいますか、先生たちの相談にどううまく乗っていくのかとか、学校の中で子供たちが楽しいと同時に先生たちも楽しくあってほしいなと思うので、そういう手だてというのはどのようにされていますか。

〇委員長(永井佑君)教職員課長。

○教職員課長 やはり担任が1人で抱え込む、相談もできない、話す時間もないということになると、恐らく精神的な負担が増していくんだと思います。逆に、先生方に気楽に相談ができたり、管理職が声をかけたり、そういう雰囲気がある学校が一番いいと思います。そのためには、例えばメンター制といって、ベテランと若手をペアにして、そこでベテランが若い方に指導するとか、もしくは若い方が相談に行くというような方法も今やっております。また、先ほど申しましたように、学年でチームとなってやりますので、隣のクラスの授業に行くときには必ず授業の内容とかの打合せをします。そういう持ち合い授業とか専科とかをやることで、1人ではなくて複数の目で児童生徒を見ていく、そういう中で互いに子供たちの話をする、悩み事を話すというような仕組みをつくって、先生方が気楽に自分の思いなどを発信できるような、そして、キャッチできるような、そういう仕組みをつくっていくことがここの解決につながるのではないかなと考えております。以上です。

〇委員長(永井佑君)藤沢委員。

〇委員(藤沢加代君)ありがとうございます。ハラスメント相談の窓口もできたと聞いたんで

すけれども、その数が増えていることがいいのかどうか分かりませんけど、その相談傾向とい うのがどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

- 〇委員長(永井佑君) 労務争訟担当課長。
- **〇労務争訟担当課長** ハラスメントの相談ですけれども、窓口としては以前から校内体制をか なり整備しておりまして、現在4つの相談窓口を用意しています。基本的には毎年校内で管理 職の方以外の男女1人ずつ、例えば女性だったら養護教諭の先生とかを相談員としているとい うのと、もちろん管理職の先生も窓口としていらっしゃいます。また、まずは学校の中で相談 していただいて解決を図っていくことがいいんですけれども、例えば管理職の先生とのあつれ きとかになってくると、残念ながら校内での相談がなかなか難しいというケースがございます ので、そうした場合に対応できるように、これは女性スタッフが対応する女性相談窓口も兼ね ておりますけれども、教職員課の労務係のほうにも窓口を設置しています。また、教育委員会 の外でも、本庁舎の15階に内部統制推進担当として専門相談員を置いております。相談窓口を 広く設けることによって、校内のハラスメント相談員や管理職の中で解決していくことは解決 していきますし、また教育委員会等も関わって解決を図っていくと。先ほど御質問がありまし た数値のことで申し上げると、学校の中で対応している件数というのを総数で申し上げるのは なかなか難しいところがございますが、教育委員会まで上がってきているケースは毎年大体10 件前後ございまして、今も2~3件ほど現在進行形で対応しておりますが、教育委員会として も学校の先生の話も聞いて、また、その相手方の先生の話もよく聞いて解決を図っております し、そうしたことで、悩んでいらっしゃる先生がお一人にならないような施策を講じながら、 今後も丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。
- 〇委員長(永井佑君)藤沢委員。
- **○委員(藤沢加代君)**分かりました。ありがとうございます。
- **○委員長(永井佑君)**ほかになければ、次に、来年度の行政視察についてお諮りします。

行政視察については、所管事務の調査に資するため、先進的な取組を行っている都市や、その取組が今後の本市の行政に役立つと思われる都市などを中心に実施しております。このため、委員の皆様に調査事項に適した来年度の視察先の案を御提案いただき、正副委員長案としてお示ししたいと思います。その案の中から皆様の御意見を伺い、受入れ交渉等を行うため、視察先の優先順位を決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、視察先の案につきましては、2月9日までに事務局に提出をお願いいたします。 ほかになければ、本日は以上で閉会します。

教育文化委員会 委員長 永井 佑 ⑩

副委員長 森 結実子 印